

# 中国地方の矯正施設を紹介します！

今回は **鳥取県** の矯正施設を紹介します。

## 鳥取刑務所



### ◆所在地

鳥取市下味野

### ◆収容対象

男子受刑者（主に刑期が10年未満で、犯罪傾向が進んでいる者）

## 美保学園



### ◆所在地

米子市大篠津町

### ◆収容対象

家庭裁判所で第1種少年院送致決定のあった男子少年

## 鳥取少年鑑別支所



### ◆所在地

鳥取市湯所町

### ◆収容対象

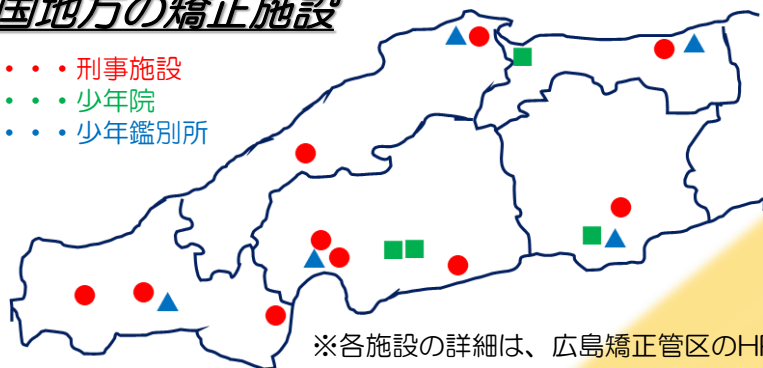
家庭裁判所により観護の措置が執られた20歳未満の少年



Vol. 1  
2021.7

## 中国地方の矯正施設

- 刑事施設
- 少年院
- ▲●● 少年鑑別所



※各施設の詳細は、広島矯正管区のHPをご覧ください。

発行：広島矯正管区更生支援企画課

☎ 082-223-8177

✉ ①kouseishien-hiroshima@cccs.moj.go.jp

②hirosimakanku-008@conet.moj.go.jp

ホームページ

[http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08\\_00004](http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00004)

広島矯正管区HP  
QRコード



## ～トピック～

◆ ごあいさつ

◆ 再犯防止をめぐる近年の動向

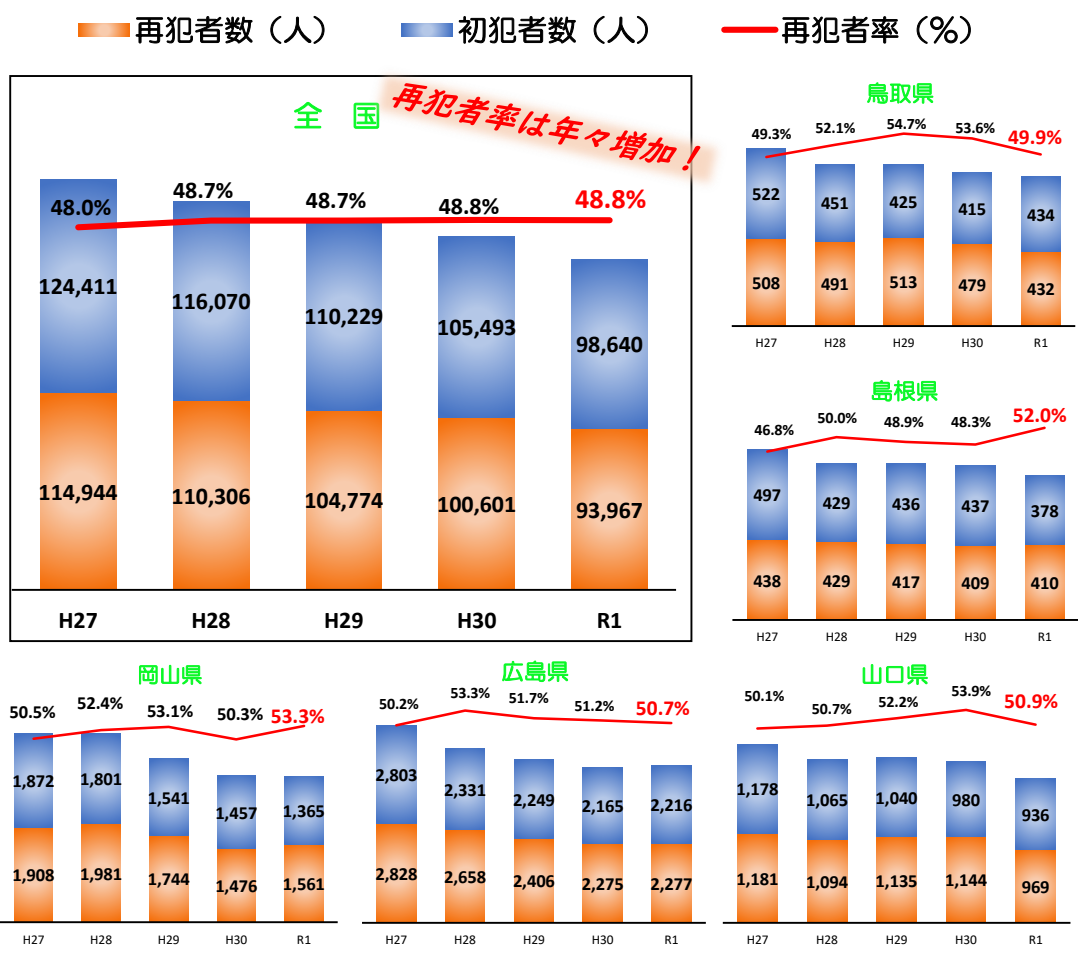
◆ 再犯防止に向けた国の主な取組

# ごあいさつ

皆様、こんにちは。法務省広島矯正管区更生支援企画課です。  
 当課は、中国地方の地方公共団体・関係機関・民間団体の皆様とともに**更生支援・再犯防止**の取組を推進していくため、平成31年4月に設置された部署です。  
 再犯防止推進法の施行（平成28年12月）、再犯防止推進計画の閣議決定（平成29年12月）から数年が過ぎ、皆様には日ごろから矯正行政に御理解・御協力をいただいているところですが、より「再犯防止」や「矯正」に興味を持っていただきたいと思います、当課の広報誌「きょうせい」を作成しました。  
 「きょうせい」の名前には、皆様に「矯正」のことを知っていただきたい、地域との「共生」を目指して連携を深めたいといった思いを込めました。  
 今回は、再犯防止をめぐる近年の動向や取組について掲載します。今後も、皆様との連携を深める上で役に立つような情報や当課の活動報告等を発信していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

## 再犯防止をめぐる近年の動向

### 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移



中国地方各県の刑法犯検挙者中の再犯者率の推移を見ると、**全国値よりも高い**傾向にあります。  
**再犯防止が大切！**

# 再犯防止に向けた国の主な取組

- 平成24年 7月 「再犯防止に向けた総合対策」 犯罪対策閣僚会議決定
- 平成26年12月 「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」 犯罪対策閣僚会議決定
- 平成28年12月 「再犯の防止等の推進等に関する法律」 公布・施行
- 平成29年12月 「再犯防止推進計画」 閣議決定
- 令和元年12月 「再犯防止推進計画加速化プラン」 犯罪対策閣僚会議決定

### 再犯防止に関する成果目標

出所後2年以内に再び刑務所に再入所する者の割合を平成33年（令和3年）までに20%減少  
**目標値：16%以下**  
 （平成30年値：16.1%）  
**目標値の達成目前！**

2020年までに犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業の数を3倍にする  
**目標値：1,500**  
 （令和元年10月現在：1,556）

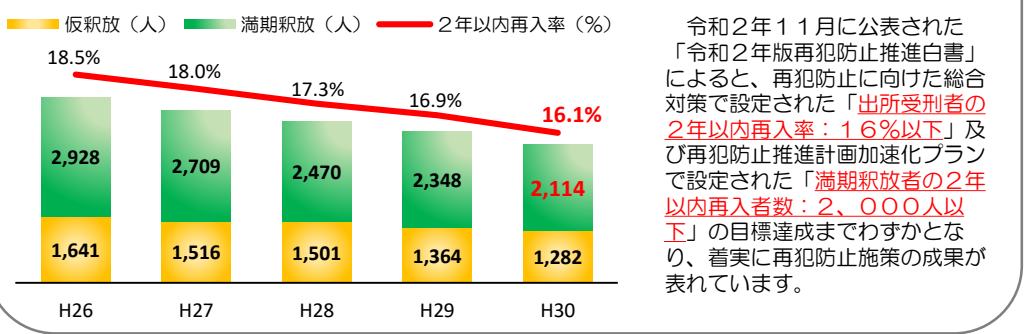
2020年までに帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を3割以上減少させる  
**目標値：4,450人**  
 （令和元年値：3,380人）

令和4年までに、満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少  
**目標値：2,000人以下**  
 （平成30年値：2,114人）  
**目標値の達成目前！**

令和3年度末までに、100以上の地方公共団体で地方計画が策定されるように支援  
 （令和2年4月現在：69団体）

再犯防止に向けた総合対策      宣言：犯罪に戻らない・戻さない      再犯防止推進計画加速化プラン

### 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率



### 再犯防止推進計画加速化プランとは？

より重点的に取り組むべき3つの課題に対応する取組の加速させるもの

- 1 満期釈放者対策の充実強化
- 2 地方公共団体との連携強化の推進
- 3 民間協力者の活動の促進

今後、より一層、皆様との連携が求められます！（例）農福連携・居住支援・入口支援・出口支援etc. それぞれの取組については、次号以降にご紹介します。

# 中国地方の矯正施設を紹介します！

今回は **島根県** の矯正施設を紹介します。

## 松江刑務所



### ◆所在地

松江市西川津町

### ◆収容対象

男子受刑者（主に刑期が10年未満で、犯罪傾向が進んでいる者）

## 島根あさひ 社会復帰促進センター



### ◆所在地

浜田市旭町

### ◆収容対象

男子受刑者（主に刑期が10年未満で、犯罪傾向が進んでいない者）

## 松江少年鑑別所



### ◆所在地

松江市内中原町

### ◆収容対象

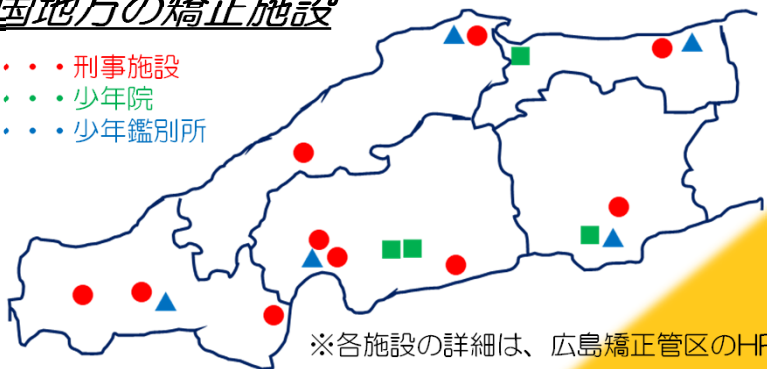
家庭裁判所により観護の措置が執られた20歳未満の少年等

更生  
せ  
きよ  
う  
い  
矯正

Vol. 2  
2021.3

## 中国地方の矯正施設

- 刑事施設
- 少年院
- ▲●● 少年鑑別所



※各施設の詳細は、広島矯正管区のHPをご覧ください。

発行：広島矯正管区更生支援企画課

☎ 082-223-8177

✉ ① 1.hiroshimakyouus.pge@i.moj.go.jp

② 2.hiroshimakyouus.627@i.moj.go.jp

ホームページ

[http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08\\_00004](http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00004)

広島矯正管区HP  
QRコード



## ～トピック～

◆ 矯正施設って??

◆ 矯正施設を支える職員

◆ 受刑者の社会復帰までの流れ

広島矯正管区 更生支援企画課

hiroshima  
kyosei  
kanku

## 矯正施設って??

矯正施設とは、犯罪をした者や非行ある少年を収容し、立ち直りに必要な指導や援護を行う施設のことで、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院の総称です。

矯正施設のうち、刑務所、少年刑務所及び拘置所の3つを総称して刑事施設といいます。令和2年4月1日現在、全国に本所が75庁、支所が107庁あります。

※本誌の裏表紙で中国地方に所在する矯正施設を紹介していきます！



## 矯正施設を支える職員

### 刑務官

刑事施設の規律・秩序の維持に加え、被収容者に犯罪の責任を自覚させ、健全な社会人としての知識や生活態度を身に付けられるよう指導して、更生に導きます。



まもる

みま

### 法務教官

主に少年院や少年鑑別所で勤務し、子供たちに寄り添い、立ち直りのために真摯に向き合い、社会復帰を助ける仕事をしています。



のばす

### 作業専門官

刑事施設で勤務し、被収容者に対する刑務作業の教育、職業訓練等の指導並びに安全衛生及び企画等を行います。



つくる

### 就労支援専門官

被収容者等に対して、出所後の就労につなげるために、キャリアカウンセリングやハローワークと連携した就労支援を行います。



ふっき

### 矯正医官

被収容者等の健康診断、疾病、傷害のある者に患した者に対する診察や治療を行います。



けんこ

### 心理技官

非行や犯罪の要因を調べ、社会復帰に向けたプランを立てる仕事をしています。



ふっき

### 福祉専門官

矯正施設から出所する高齢者や障害者等の福祉的支援を調整し、社会復帰を助けます。

## 受刑者の社会復帰までの流れ

受刑者の処遇は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（刑事収容施設法）において、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行うものと規定されています。

この受刑者処遇の原則を達成するため、まず、受刑者に対する処遇調査を実施し、受刑者ごとに処遇要領を策定した上で、①作業②改善指導③教科指導の3つの柱で構成される矯正処遇が行われます。

## 入所

### 刑執行開始時の調査（基礎資料を得るための処遇調査）

医学、心理学、教育学、社会学など専門的知識や技術を活用して実施する。

### 刑執行開始時の指導

受刑の意義、施設内における生活及び行動に関する指導の実施。

### 処遇指標の指定

実施すべき矯正処遇の種類及び内容並びに受刑者の属性及び犯罪傾向の進捗を示す指標を指定する。

### 処遇要領の策定

矯正処遇における目標や基本的な内容、方法を定める。

## 矯正処遇の実施

### 作業

勤労意欲の向上  
職業上有用な知識・技能の習得

社会復帰を促進する。

生産作業  
自営作業  
職業訓練  
社会貢献作業

### 改善指導

社会生活に必要な知識及び生活態度を習得  
犯罪の責任を自覚させる

再犯を防止する。

一般改善指導  
特別改善指導  
・薬物依存離脱指導  
・性犯罪再犯防止指導 etc.

### 教科指導

必要に応じて  
学校教育の内容に準ずる内容を指導

基礎学力を習得する。

補習教科指導  
特別教科指導  
希望者は  
中学校卒業程度認定試験  
高等学校卒業程度認定試験  
を受験可能

### 社会復帰支援（就労支援・福祉的支援）

- ◆ハローワークと連携した就労支援
- ◆出所後速やかに福祉サービスを受けることができるよう調整

## 釈放前の指導

釈放後の社会生活において直ちに必要となる知識の付与と他受刑者の帰住及び釈放後の生活に関する指導を行う。

## 出所

# 中国地方の矯正施設を紹介します！

今回は **岡山県** の矯正施設を紹介します。

## 岡山刑務所



### ◆所在地

岡山市北区牟佐

### ◆収容対象

男子受刑者（主に刑期が10年以上で、犯罪傾向が進んでいない者）

## 岡山少年院



### ◆所在地

岡山市南区箕島

### ◆収容対象

家庭裁判所で第1種少年院送致決定のあった男子少年

## 岡山少年鑑別所



### ◆所在地

岡山市南区箕島

### ◆収容対象

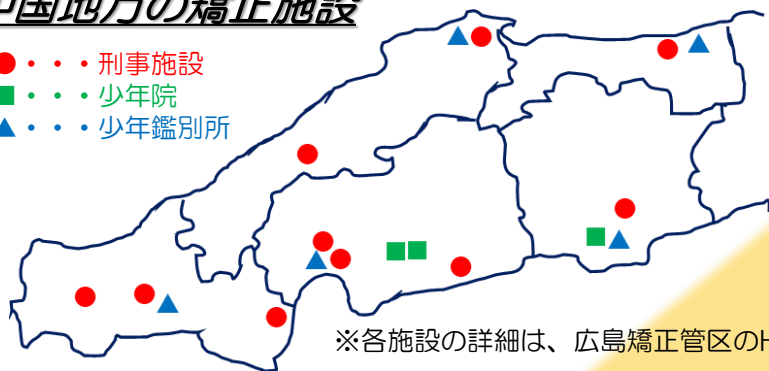
家庭裁判所により観護の措置が執られた20歳未満の少年等



Vol. 3  
2021.6

## 中国地方の矯正施設

- 刑事施設
- 少年院
- ▲●● 少年鑑別所



※各施設の詳細は、広島矯正管区のHPをご覧ください。

発行：広島矯正管区更生支援企画課

☎ 082-223-8177

✉ ① 1.hiroshimakyouus.pge@i.moj.go.jp

② 2.hiroshimakyouus.627@i.moj.go.jp

ホームページ

[http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08\\_00004](http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00004)

広島矯正管区HP  
QRコード



## ～トピック～

◆美保学園の閉庁について

◆矯正施設所在自治体会議の参加状況について

◆受刑者の一日

令和3年4月1日、鳥取県米子市に所在する美保学園が閉庁となりました。

美保学園は、昭和22年に「美保少年院」として開設されて以降、今日に至るまで地域の皆様から御支援と御協力をいただいていたのですが、施設の老朽化や収容人員の減少の影響等により、73年余りの長い歴史に幕を下ろしました。

長い歴史に幕が下りたことは、非常に残念ですが、開設以来、施設の運営方針への御理解と矯正教育に対する多大なお力添えをいただいた地域の皆様をはじめ関係者の方々には感謝の念が堪えません。この場をお借りして、改めて、心から厚くお礼申し上げます。

美保学園は閉庁となりましたが、中国地方には、その他にも少年に対する矯正教育を実施している施設があります。一人でも多くの少年が改善更生し、立派に社会復帰を遂げられるよう引き続き矯正教育に力を入れて参りますので、地域の皆様におかれましては、今後とも矯正行政に対する変わらぬ御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。



昭和47年改築時

開設当時の正門

ボーイスカウト活動  
(社会貢献活動)

## 矯正施設所在自治体会議の参加状況について

矯正施設所在自治体会議とは、矯正施設が所在する自治体が矯正施設と共に地域における再犯防止策等を推進するなどして、地域の特性や課題に応じた安全・安心で活力ある地域づくりを積極的に進めることを目的として令和元年6月に設立された会議体です。

### 中国・四国地域部会の参加状況

**18団体** ※令和3年5月現在

#### 中国地方の矯正施設所在自治体

**10団体**

鳥取市・松江市・浜田市・岡山市  
尾道市・東広島市・広島市  
岩国市・山口市・美祢市

#### 四国地方の矯正施設所在自治体

**8団体**

徳山市・高松市・丸亀市  
善通寺市・松山市・東温市  
西条市・高知市

令和3年5月現在、全国の矯正施設所在自治体は、98団体となっており、中国・四国地域部会については、18団体となっています。

本年度、鳥取県米子市が同会議を退会されたものの、昨年度まで同会議に参加されていたいなかった愛媛県西条市が新たに参加されましたので、昨年度から参加団体数の変更はありません。

本年度も、引き続き、再犯防止施策等の推進に御理解・御協力のほどよろしくお願いたします。

※懲役受刑者の生活例です。

## 6:45 起床

洗顔やトイレを済ませ、点検を待ちます。



## 7:10 朝食



## 8:00 作業開始

準備体操をしたり、作業場の注意事項を確認したりして、作業に向けての体調と心構えを整えてから、作業を開始します。

## 12:00 ~ 12:40 昼食・休憩



## 16:40 作業終了

作業終了後、居室に戻る前に身体検査を行います。  
※入浴の実施日には、入浴の時間に応じて作業時間が短縮されます。

## 居室へ移動～点検

入浴終了後、居室に移動します。居室に戻ると、人数を確認するため点検を行います。

## 17:00 夕食



## 18:00～ 余暇時間

就寝することもできますし、通信教育等の自習時間に充てたり、テレビやラジオを視聴したり、読書をしたりして過ごすこともできます。

家族から来た手紙を読んだり、家族に宛てて手紙を書いたりしながら、出所後の生活に思いをはせたり、自らを見つめ直したりする時間でもあります。

## 7:00 点検

人数を確認することが第一の目的ですが、職員が受刑者各人の様子や、顔色を見て、健康状態などを確認することも重要な目的の一つです。



## 7:40 工場へ移動

更衣室で居室衣から作業衣に着替えます。この機会に不正な物品の持ち出しや身体の異常の有無を確認するための身体検査が行われます。

### 作業以外に行うこと

#### 運動

心身の健康を保つために、1日30分以上、戸外での運動の機会が設けられています。



#### 職業訓練

出所後の就労に役立つ知識や技能を習得するため、様々な職業訓練を行っています。



#### 面会

家族や雇用主との良好な関係は、改善更生及び円滑な社会復帰に良い影響を与えます。



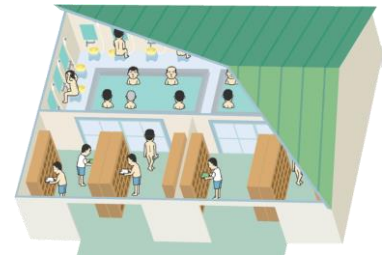
#### 診察

刑事施設の職員である医師が診察を行い、必要な場合は、外部の医療機関でも診察を行います。



## 入浴

1週間に2回以上入浴ができます。1回あたりの入浴時間は15分から20分となっており、夏季は入浴回数を増やすなど衛生面への配慮もしています。



## 21:00 就寝

# 中国地方の矯正施設を紹介します！

今回は **広島県** の刑事施設を紹介します。

## 広島刑務所



### ◆所在地

広島市中区吉島町

### ◆収容対象

男子受刑者（主に刑期が10年未満で、犯罪傾向が進んでいる者）

## 広島刑務所 尾道刑務支所



### ◆所在地

尾道市坊地町

### ◆収容対象

男子受刑者（主に刑期が10年未満で、犯罪傾向の進んでいない者）

## 広島拘置所



### ◆所在地

広島市中区上八丁堀

### ◆収容対象

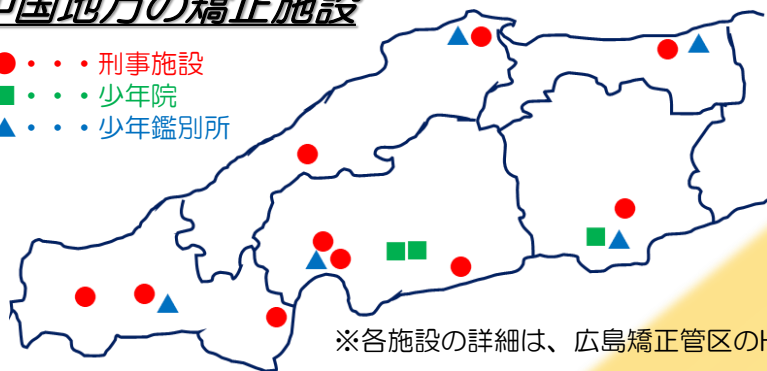
主に未決拘禁者や死刑確定者

更生  
せよ  
きよ  
せい  
う  
い

Vol. 4  
2021.7

## 中国地方の矯正施設

- 刑事施設
- 少年院
- ▲●● 少年鑑別所



※各施設の詳細は、広島矯正管区のHPをご覧ください。

発行：広島矯正管区更生支援企画課

☎ 082-223-8177

✉ ① 1.hiroshimakyouus.pge@i.moj.go.jp

② 2.hiroshimakyouus.627@i.moj.go.jp

ホームページ

[http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08\\_00004](http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00004)

広島矯正管区HP  
QRコード



## ～トピック～

◆第71回“社会を明るくする運動”作品展を開催します

◆7月は「再犯防止啓発月間」です

◆居住支援の取組について

◆再犯防止に関する速報値

## 第71回“社会を明るくする運動”作品展を開催します

日時：7月27日（火）～8月1日（日）

場所：NHK広島放送局（広島市中区）2階ギャラリー

作品展では、刑務所や少年院で立ち直ろうとしている人たちの絵画や作文などの文芸作品、再犯防止に関する広報パネル、刑務所作業製品などを展示します。



## 7月は「再犯防止啓発月間」です

# みんなで考えよう。

「再犯の防止等の推進に関する法律」により7月は再犯防止啓発月間とされています。

法務省では、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるための広報・啓発活動を推進しています。



## 居住支援の取組について

中国四国厚生局・中国地方整備局・中国地方更生保護委員会及び当管区からセミナーに参加された方々（約400名）に各省で実施している居住支援の説明を実施しました。



令和3年6月23日オンライン開催  
広島県・中国四国厚生局共催  
地域包括ケアシステム初任者セミナー

### 居住支援とは？



「再犯防止推進計画」の重点事項の中に「住居の確保」について明記されました。これは、刑務所を満期釈放となった者のうち約5割が、適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していることや適当な帰住先が確保されないまま出所した者は、帰住先が確保された者と比較して、再犯に至るまでの期間が短いなどといったことが明らかになったからです。

しかし、居住支援施策は、法務省が所管する施策の領域のみで対応しきれるものではありません。このため、令和2年8月には法務省・厚生労働省・国土交通省による「住まい支援の連携強化のための連絡協議会」が設置され、福祉分野と住宅分野、さらには地方公共団体等が緊密な連携を強化し、政策横断的な取組を進めています。

## 再犯防止に関する速報値

「再犯防止に向けた総合対策」と「再犯防止推進計画加速化プラン」の各数値目標について、法務省調査による速報値が発表されました。

再犯防止に向けたこれまでの流れについてはvol.1を参照

出所後2年以内に再び刑務所に再入所する者の割合令和3年までに20%減少

目標値：16%以下

(再犯防止に向けた総合対策)

平成30年出所者  
16.1%



令和元年出所者  
速報値：15.66%

令和4年までに、満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少

目標値：2,000人以下

(再犯防止推進計画加速化プラン)

平成30年満期釈放者  
2,114人



令和元年満期釈放者  
速報値：1,936人

※速報値のため、現時点ではまだ正確値ではありませんが、着実に目標を達成しつつあります！





# 中国地方の矯正施設を紹介します！

今回は **広島県** の少年施設を紹介します。

## 広島少年院



### ◆所在地

東広島市八本松町原

### ◆収容対象

家庭裁判所で第1種少年院送致決定のあった男子少年

## 広島少年院 貴船原少女苑



### ◆所在地

東広島市八本松町原

### ◆収容対象

家庭裁判所で第1種及び第2種少年院送致決定のあった女子少年

## 広島少年鑑別所



### ◆所在地

広島市中区吉島西

### ◆収容対象

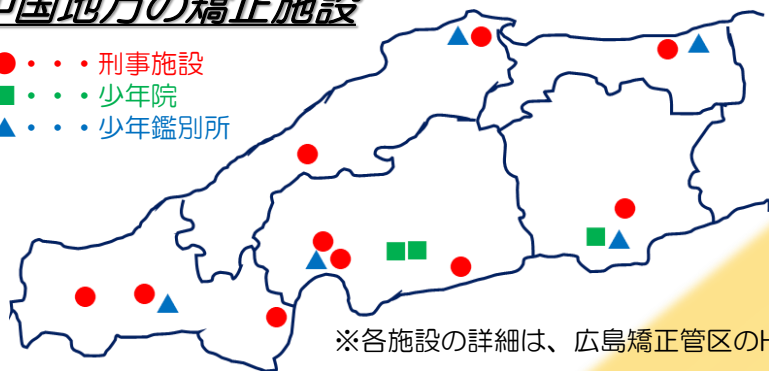
主に家庭裁判所で観護措置が執られた20歳未満の少年



Vol.5  
2021.9

## 中国地方の矯正施設

- 刑事施設
- 少年院
- ▲●● 少年鑑別所



※各施設の詳細は、広島矯正管区のHPをご覧ください。

発行：広島矯正管区更生支援企画課

☎ 082-223-8177

✉ ① 1.hiroshimakyouus.pge@i.moj.go.jp

② 2.hiroshimakyouus.627@i.moj.go.jp

ホームページ

[http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08\\_00004](http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00004)

広島矯正管区HP  
QRコード



～トピック～

◆農福連携の取組について

◆再犯防止に関する確定値

◆地方再犯防止推進計画の策定状況について

## 農福連携の取組について

令和3年8月3日、農林水産省中国四国農政局（岡山市）を訪問し、農福連携に係る打合せを実施し、同月5日には、中国四国農政局及び中国地方更生保護委員会の皆さんとともに島根あさひ社会復帰促進センター（浜田市）を視察しました。

同センター内での農作業と浜田市の農業団地「新開団地」における構外作業場の様子を視察した後、同センター職員を交えて農福連携の在り方等について意見交換会を実施しました。



新開団地

### 農福連携とは？

農福連携は農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組であり、地域の課題解決方法の一つとして注目されています。近年はその対象を広げており、令和元年6月に策定された農福連携等推進ビジョンにおいて「犯罪や非行をした者」が対象に含まれました。



意見交換会の様子

## 再犯防止に関する確定値

「再犯防止に向けた総合対策」と「再犯防止推進計画加速化プラン」の各数値目標について、法務省調査による確定値が発表されました。

数値については、vol.4で掲載した速報値から変更ありません。

出所後2年以内に再び刑務所に再入所する者の割合令和3年までに20%減少

目標値：1.6%以下

（再犯防止に向けた総合対策）

平成30年出所者  
16.1%

令和元年出所者  
**確定値：15.66%**

令和4年までに、満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少

目標値：2,000人以下

（再犯防止推進計画加速化プラン）

平成30年満期釈放者  
2,114人

令和元年満期釈放者  
**確定値：1,936人**

おかげさまで、目標を達成することができました！



## 地方再犯防止推進計画の策定状況について

### 地方再犯防止推進計画とは？

再犯防止推進法第8条第1項において、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めなければならないことが定められています。

再犯防止対策を推進する上で、都道府県はもとより、市町村の役割が極めて重要であることから、市町村において再犯防止施策を推進していただく上で、地方計画の策定は有益であると考えられます。

## 中国地方の策定状況

（※ R3.9.1現在）



## 全国の策定状況

策定済み：188団体（※R3.4.1現在）

- ・都道府県：42団体
- ・指定都市：16団体
- ・その他市町村（特別区を含む）：130団体

策定に当たってご不明なことがあれば、遠慮なく当課までご連絡ください



のばす

# 中国地方の矯正施設を紹介します！

今回は **山口県** の矯正施設を紹介します。

## 山口刑務所



### ◆所在地

山口市松美町

### ◆収容対象

主に刑期が10年未満で、犯罪傾向が進んでいない男子受刑者

## 山口少年鑑別所



### ◆所在地

山口市中央

### ◆収容対象

主に家庭裁判所で観護措置や勾留が執られた20歳未満の少年

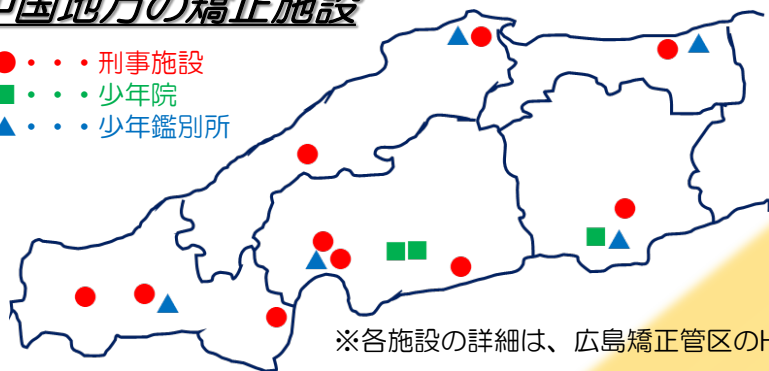
更生  
せよ  
きよ  
矯正  
うい

Vol.6

2021.11

## 中国地方の矯正施設

- 刑事施設
- 少年院
- ▲●● 少年鑑別所



※各施設の詳細は、広島矯正管区のHPをご覧ください。

発行：広島矯正管区更生支援企画課

☎ 082-223-8177

✉ ① 1.hiroshimakyouus.pge@i.moj.go.jp

② 2.hiroshimakyouus.627@i.moj.go.jp

ホームページ

[http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08\\_00004](http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00004)

広島矯正管区HP  
QRコード



～トピック～

◆知的障がいのある受刑者の支援等の拡充に向けて

◆成年年齢の引下げに伴う少年法改正について

## 知的障がいのある受刑者の支援等の拡充に向けて

全ての受刑者のうち、知的障がいのある者又はその疑いのある者（以下「知的障がい受刑者」という）は、出所してから再犯に至るまでの期間が短く、刑事施設への入所する回数も高い傾向があります。

知的障がい受刑者の再犯防止を推進するためには、障がい特性に目を向けた支援等の充実が望まれています。

更生支援企画課では、知的障がい受刑者への更なる支援等の拡充の参考としてエフピコダックス株式会社を訪問しました。

スーパーなどでよく見かける  
こんなトレーを作っている会社です。



エフピコダックス株式会社は、食品売り場に並ぶ生鮮食料品や惣菜、弁当などに使われている食品トレー容器メーカーであり、障がいのある人でも基幹業務で正社員雇用という方針も貫いています。

今回、広島県福山市にある同会社の「福山選別工場」を訪問しました。製品の重要な確認作業であるトレーの最終選別も障がい者が行うなど、障がいの有無によって業務内容を区別せず、どのような業務でも責任を持って取り組むように働き掛けていた様子が印象的でした。



## 成年年齢の引下げに伴う少年法改正について

令和3年5月21日「少年法等の一部を改正する法律」が国会で成立し、令和4年4月1日から施行されます。新たな法律では成年年齢の引下げに合わせ、罪を犯した18歳と19歳を「特定少年」と位置付けられました。

「特定少年」とは、法改正のポイントとは、詳しく解説していきます。

### 身近な点で変わること

#### 18歳・19歳が事件を起こした場合

- ▼ 家庭裁判所から検察官に逆送致する事件の対象を拡大（殺人、傷害致死に加え強盗、強制性交、放火など）
- ▼ 起訴されたら実名報道を可能とする

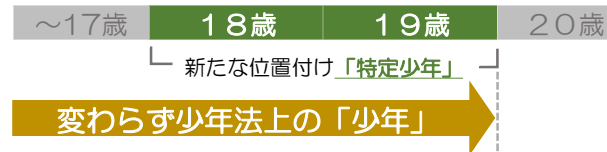


#### 【特定少年とは？】

令和4年4月から民法上における成年年齢が18歳に引下げられることに合わせて、新たに成人となる18歳と19歳を引き続き少年法上、保護の対象とする一方で、17歳以下とは異なる立場として「特定少年」と位置付け特例規定を設ける少年法などの改正案が国会で成立しました。これにより罪を犯した18歳と19歳は、新たに「成年」となる一方で、引き続き少年法が適用され「特定少年」として保護されることになります。

子供と大人の間のような立場に位置付けられたことで、20歳以上や17歳以下とは異なる新たな処分や手続きが設けられ、これまでよりも扱いが厳しくなります。

### 「特定少年」とは



#### 【「特定少年」重要ポイント】

##### ①「特定少年」は刑事裁判にする対象拡大

少年事件では、一定の要件に該当する場合には、家庭裁判所が事件を検察官に送致しますが、特定少年はいかなる犯罪であれ、刑事処分を相当と認める場合には家庭裁判所から検察官に送致されます。

##### ②起訴後の実名報道が可能に

起訴されて刑事裁判となった場合に限り（略式起訴を除く）実名報道が可能となります。

##### ③保護処分内容の限定

少年が少年審判で受ける保護処分よりもさらに限定されます。成人の刑事裁判と同様に、主として犯情の重さによって処分の内容や期間が決定されます。

##### ④手続きにおける特例の除外

少年法は、実際に罪を犯した少年だけでなく、将来的に刑罰法令に触れる行為をする恐れのある少年についても保護の対象とし、少年審判に付することができますが、特定少年に関しては、成人と同様の扱いとなり、少年審判に付することができなくなりました。